

第25期第35回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年6月18日(木)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 北庁舎3階 共用会議室
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、
洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、
渡邊仁 計13名
- 4 欠席委員 荘埜晃一、保戸塚武彦 計2名
- 5 議 案
 - (1) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第1～7号)
 - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨
の証明について (第8号)
 - (3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第9～11号)
- 6 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用) に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎 賀 一 会 長	皆様、おはようございます。第25期第35回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事 務 局	ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は荘埜晃一委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎 賀 一 会 長	今回の署名人は、田中聖晃委員と橋本良子委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。
	総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、櫻井祐次委員お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	5月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 まず、こちらの畑は、地図上の網掛けになっている部分の右側にも生産緑地が続いており、一団の農地となっておりました。北側は体験農園となっており、全109区画のうちの、約20区画が証明対象農地として管理されておりました。

つぎに、その他の部分は、露地栽培でサトイモ、スナップエンドウ、サヤエンドウなどが作付けされておりました。販売については、JA直売所と、庭先販売とのことでした。また、今回の証明対象農地以外で収穫されたものは一部学校給食にも卸しているとのことでした。

境界については、西側と北側は道路や公園に囲まれており杭が確認できましたが、東側の他の生産緑地と面している部分が不明瞭となっておりました。今回は母からの相続分の調査でしたが、秋口にも父からの相続分の調査があるため、その時までには明示するよう依頼しました。

その他は特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年5月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長	それでは、私から報告させていただきます。 5月13日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらは地図上で網掛け部分が、ネットで囲まれたブドウ棚となっておりまして。シャインマスカット1本、クイーンニーナ2本などが植わっておりまして。下草等の管理をはじめ全て綺麗にされておりました。 販売に関しては、地図上の西側にも生産緑地が続いており、この畑の道路際にある直売所にて、庭先直売を行っているとのことでした。収穫期の1週間ほど前から予約券を配布し、予約販売にて全て販売できているとのことでした。 熱心にやられている方で、自分がある程度高齢になった際に、子供たちが継がない場合には、畑を管理できなくなる点を心配されておりましたので、貸借や営農ボランティアを案内いたしました。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した

ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長 それでは、宮部 光夫委員お願いします。

宮部 光夫委員 5月13日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

まず、(1)(2)の畑は、北側の道路から入ると自宅と物置があり、自宅の前にある畑でした。こちらにはハウスが3棟あり、現在はコマツナが作付けされておりました。その他のほとんどはキャベツが作付けされており、残り4分の1程度にエダマメ、トウモロコシ、ジャガイモが作付けされておりました。

販売につきましては主に市場への出荷で、JA直売所と市場を経由して学校給食センターにも卸しているとのことでした。

つぎに、(3)の畑は、全面にキャベツが作付けされており、綺麗に管理されておりました。(4)(5)の畑も全面にキャベツが作付けされており、ここも綺麗に管理されておりました。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、荘埜 晃一委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	5月19日に、荘埜 晃一委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 こちらの畑では露地栽培でネギが作付けされていたほか、植木も植わっておりました。販売については、市場や学校給食とのことでした。 境界については全て確認できました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。
橋本 良子委員	この地図の上の点線は通路でしょうか。ここから畑に入ることでしょうか。
事務局	点線は隣接する他市との境界となります。また、通路としては、畑の南側にあるご自宅から入る形となっておりました。こちらの畑は周囲にも生産緑地があり、こちらと合わせて一団の畑として生産緑地に登録されております。

橋 本 良 子 委 員	一団の畑というのは申請者の所有でしょうか。
事 務 局	申請者とは異なる所有者の畑と隣接しております。
尾 崎 賀 一 会 長	他に何かありますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、篠田 政巳委員お願いします。
篠 田 政 巳 委 員	5月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には、ダイコン、ニンニク、ネギなどが作付けされており、キウイも植わっておりました。販売は近所の保育園の収穫体験を行っており、その他は自家消費とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、篠田 政巳委員お願いします。
篠田 政 巳 委 員	5月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は中央にハウスが1棟ありまして、その中でナスなどが作付けされておりました。その周辺は露地栽培の畑となっており、サトイモ、ピーマン、シシトウなどが作付けされておりました。販売先はJA直売所とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし)

	本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中 聖晃委員お願いします。
田中 聖晃委員	5月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、キャベツ、サツマイモ、芝等が作付けされておりました。販売については、キャベツは市場出荷、サツマイモは収穫体験とのことでした。 境界については全て確認できており、右側の地図上で白く欠けている部分も畑となっており、その中も境界がありました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)

	それでは、承認とします。 つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。 令和8年5月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在などについて説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	本日、荘埜 晃一委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	5月19日に、荘埜 晃一委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 こちらの畑は500㎡のうち90㎡を自ら耕作しており、残りの410㎡は事業者に貸借しておりました。自ら耕作している部分は、ウメが6本植わっており、JA直売所や庭先直売にて販売しているとのことでした。 貸借地に関しては、露地栽培でサツマイモ、エダマメ、タマネギ等、少量多品目の野菜が作付されておりました。こちらの販売は、サツマイモを宅配にて販売し、それ以外の野菜は店舗にて販売しているとのことでした。 また、貸借地において貸主が定期的に見回り等されていることも確認いたしました。

	境界については全て確認できました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。
橋 本 良 子 委 員	申請者は相続発生からかなり年数が経っており、ご高齢かと思いますが、見回りができる状態なのでしょうか。
事 務 局	申請者がご自身で見守りをされております。
尾崎 賀 一 会 長	他に何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和8年5月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、田中 聖晃委員お願いします。

田 中 聖 晃 委 員

5月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、以前農地パトロールの際に指導をした場所ですが、JA東京あおば農業協同組合にも協力いただき、畑は綺麗になっておりました。調査当日は、畑の半分にブルーベリー6本、ナシ2本、カキ30本が植わっておりました。

また、畑の右半分は接道がなく、隣接する緑地からトラクターを入れる形となっており、こちらについても耕運され、綺麗になっておりました。

販売については、2年前までは証明者対象者が庭先直売をしていたとのことで、今作はまだ販売できていないとのことでした。

境界については、一部確認ができなかったため、納税猶予を受け、今後も農地としての管理を続けるのであれば、次回の調査までに明示するよう依頼いたしました。

また、畑の中央に一部片付け途中の部分がありましたので、そちらについては片付けていただくようお願いいたしました。

加えて、こちら畑は地図上で網掛けとなっている部分の北側にも宅地化農地がありますが、こちらの方も綺麗になっておりました。

その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾 崎 賀 一 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局	議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和8年5月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	本日、保戸塚 武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	6月5日に、保戸塚 武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 こちらの申請者は離れた2箇所に畑を持っておりまして、(1)～(3)の畑は自ら耕作をされており、(4)(5)の畑は農業者に貸借されておりました。 まず、(1)(2)の畑では、露地栽培でニンジン、トマト、トウモロコシ等の少量多品目の野菜や、ミカン、カキなどの果樹が植わっておりまして。こちらの畑の左下の部分に、小さく白抜きされた部分がありますが、墓地と宅地化農地となっておりました。(3)の畑では、キュウリが作付けされていたほか、カキが植わっておりまして。 販売先についてはJ A直売所と庭先販売とのことでした。 つぎに(4)(5)の畑では、借主がオクラやモロヘイヤを作付けしておりました。販売先についてはスーパーや、庭先直売とのことでした。こちらの畑は、貸主が定期的に見回りをされていたことも現地で確認いたしました。 境界については、(3)の一部で確認ができなかったため、納税猶予を受け、農地として引き続き管理する場合には、次回調査までに明

	示するよう依頼いたしました。その他の境界は全て確認できました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和8年5月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	それでは、宮部 光夫委員お願いします。
宮 部 光 夫 委 員	6月5日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、東側が国道に面しており、周囲は住宅地でブロック塀に囲まれておりました。カキが21本、ウメが2本、柑橘類が5本植わっておりました。販売につきましては、この畑ですべて庭先直売されていたとのことでした。 調査当日も下草は除草剤で綺麗に管理されており、証明対象者が亡くなるまでは本人が管理をされていたとのことでした。

境界については、国道側は確認できたものの、住宅側は一部、盛り土によって杭が埋まっております確認できませんでしたが、近日中に測量が入るとのことでしたので、特に問題はないかと思います。
その他は特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和8年5月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第35回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人